

## 保健所の機能強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各地の保健所は、帰国者・接触者相談センターの運営や、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整など多くの業務に取り組み、各地域の感染拡大防止のために、非常に重要な役割を果たしている。

とりわけ、「帰国者・接触者相談センター」は24時間夜通しの対応が求められ、多くの保健所が昼夜分かたず対応しているところである。

これまで、重要かつ困難な業務に尽力されてきた保健所職員や、病院関係者には、心から敬意と感謝を申し上げるものである。

全国保健所長会が全国の保健所を対象に、本年3月中旬から4月にかけて行った新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートでも、24時間対応の相談センターの運営は66%が自治体の直営で行われ、そのうち63%は保健所だけで対応するなど、多くの保健所は過大な業務で疲弊しているのが現状である。

人員不足が深刻で、本来業務に支障が生じている。職員は、代替休暇すら取りづらい現状があり、また、外食・人との接触の制限など、日々制約のある生活を強いられる中、職員自身のメンタルヘルスも心配されるところであり、そのフォローアップにも、万全を期す必要がある。

行革により、保健所の数は、地域保健法改定前（1994年度）の847カ所から469カ所（2020年度）へと半数に減っている。

わが国では、平素より、コロナ以外の感染症についても、保健所は大きな役割を果たしている。

また、精神保健、難病対策、感染症対策以外にも、健康相談、健康指導、成人検診なども行い、地域の公衆衛生、健康増進にとって、保健所の果たすべき役割は大きい。

については、新型コロナウイルスやその他感染症対策、公衆衛生等の増進のため、保健所の専門職員を増員するための経費を、地域の実情や自治体からの要請を踏まえて交付税措置し、保健所の果たすべき機能がまっとうできる体制を構築されるよう、本議会として、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

### 【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長